

	対象工事	基準	備考
1	手すりの設置	浴室、トイレ、脱衣所、居室、玄関、階段、廊下、スロープ等に新たに手すりを設置する工事	<p>1 手すりは、適切な箇所、高さに設置すること</p> <p>2 屋外については、敷地内の階段及びスロープに新たに手すりを設置した場合に対象とする。</p> <p>3 手すりの取り付けに伴う壁の下地補強は、対象とする。</p>
2	スロープの設置	敷地内に新たにスロープを設置する工事	スロープの設置に際し、勾配に留意すること 容易に取り外せるものでないこと
3	浴室の改修	<p>1 浴槽のまたぎ高さの改良工事</p> <p>2 出入口の段差解消工事</p>	<p>1 工事前の洗い場から浴槽の縁の高さが50cm以上の場合に、45cm以下に改善されること</p> <p>2 出入口（ドア枠・敷居）から脱衣所への段差が5mm以下、浴室へ下がる段差が20mm以下となること</p>
4	室間の段差解消	トイレ、脱衣所、居室、玄関、廊下等の各室間の段差を解消するための工事	各室間の段差（ドア枠・敷居を含む）が5mm以下であること ただし、玄関の内側から外側へ下がる段差解消工事にあっては、20mm以下とする。
5	引戸等への変更	開戸を引戸、折戸、吊戸等へ変更する工事	扉の交換を対象とする（扉の撤去、ドアノブの変更及び戸車の設置・交換は、対象外とする。）。
6	トイレの洋式化	和式便器から洋式便器への取り替え工事	<p>1 既に洋式便器を設置している場合は、対象外とする。</p> <p>2 便器の取り替えに伴う給排水設備工事、床材の変更は、対象とする。</p> <p>3 非水洗和式便器から水洗式洋式便器に取り替える場合は、水洗化の部分は対象外とする。</p>
7	廊下等の拡幅	出入口（玄関、勝手口、トイレ、浴室、脱衣所、洗面所、居室等）又は廊下を拡幅する工事	<p>1 次の(1)又は(2)に掲げる工事を対象とし、既に(1)又は(2)に規定する幅が確保されている場合は、対象外とする。</p> <p>(1) 出入口の有効幅を75cm以上に拡幅する工事</p> <p>(2) 廊下の有効幅を78cm以上に拡幅する工事</p> <p>2 出入口の拡幅に伴う壁又は柱の改修工事は、対象とする。</p>

8	椅子式階段昇降機の設置	階段に椅子式階段昇降機を設置する工事	新規設置のみ対象とし、既に設置済みの場合及び一部機器の交換は対象外とする。
9	断熱改修	窓、床、壁、天井、玄関等の断熱性を高める工事	次に掲げる方法により断熱性を高める工事を対象とする。 (1) 内窓を追加取り付けする方法 (2) 高断熱の窓等に交換（窓枠ごと交換）する方法 (3) 複層ガラス等へ変更する方法 (4) 外気等に接する天井、壁、床、玄関に新たに断熱材を施工する方法（断熱塗装のみを行う場合を除く。）

バリアフリーの基準は、以下の指針等を参考に設定しています。

- ・高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針
（平成 21 年 8 月 19 日付厚生労働省・国土交通省告示第 1 号）
- ・高齢者が居住する住宅の設計に係る指針（平成 13 年 8 月 6 日付国土交通省告示第 1301 号）
- ・長寿社会対応住宅設計指針補足基準（平成 7 年 6 月 23 日付建設省住備発第 68 号）

注意事項

1. 全ての工事写真について、少なくとも 1 枚以上は工事前後の写真を極力同じ角度から撮り、工事の完了が明確にわかる写真を添付してください。
また、必要に応じて工事中の写真を添付してください。
2. 施工前の写真は、交付申請の直前に撮影してください。
3. 具体的に高さや幅を指定する工事においては、工事前後の高さや幅の数値が読み取れる写真を添付してください。また、その際、数値が正確に測れていることがわかるように極力水平に写真を撮るようにしてください。
4. 工事箇所が複数ある場合は、撮影した写真が図面と突合できるようにしてください。
5. 見積書及び工事明細書は詳細に記入してください。基本的に「工事一式等」の記載は認められません。
6. その他使用する製品の詳細がわかる書類等、追加で書類を提出していただく場合があります。
7. 工事後の申請は認められません。詳細についてのご不明点は事前にお問い合わせください。